News Release

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

平成２１年１０月１９日
経　済　産　業　省
原子力安全・保安院

中部電力株式会社浜岡原子力発電所第４号機の第１１回定期検査について

原子力安全・保安院は、電気事業法第５４条第１項の規定に基づき中部電力株式会社浜岡原子力発電所第４号機の定期検査を行っておりました。このたび、全ての検査が終了したと認められたことから、電気事業法施行規則第９３条の３の規定に基づき定期検査終了証を交付しましたので、お知らせいたします。

１．施設の名称

中部電力株式会社　浜岡原子力発電所第４号機
（平成５年９月運転開始）

２．検査期間及び定期検査終了証交付日

平成２１年２月２５日～平成２１年１０月１６日（交付日）

３．検査の方法及び結果

設置者が行う定期事業者検査に立ち会い、又はその記録を確認することにより、設置者が適切な検査要領書を定め、これに則り定期事業者検査を実施していることを確認するとともに、当該電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合していることを確認した結果、当該電気工作物は技術基準に適合していた。

４．今定期検査期間中に実施された主要工事等

(1) 主要工事

・格納容器雰囲気モニタ取替工事
・スクラム地震計設定値の変更

(2) その他

・気体廃棄物処理系における水素濃度の上昇事象が生じ、原因と対策を取りまとめ、対策を実施した。（平成２１年５月～６月）
・駿河湾の地震に伴い原子炉が自動停止し、機器設備の点検、評価を行い、設備の健全性を確認した。（平成２１年８月）

※なお、結果の詳細については、原子力安全委員会への四半期毎の報告時に公表する予定です。

（本発表資料のお問い合わせ先）
原子力安全・保安院原子力発電検査課長　山本　哲也
担当者：　石垣、熊谷
電話（代表）03-3501-1511（内）4871
（直通）03-3501-9547